

第3章

都市環境を保全・創造するまち



由比ヶ浜に打ち上げられたシロナガスクジラ

将来都市像

古都としての
風格を保ちながら、
生きる喜びと新しい魅力を
想像するまち

将来目標 1 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

将来目標 2 歴史を継承し、文化を創造するまち

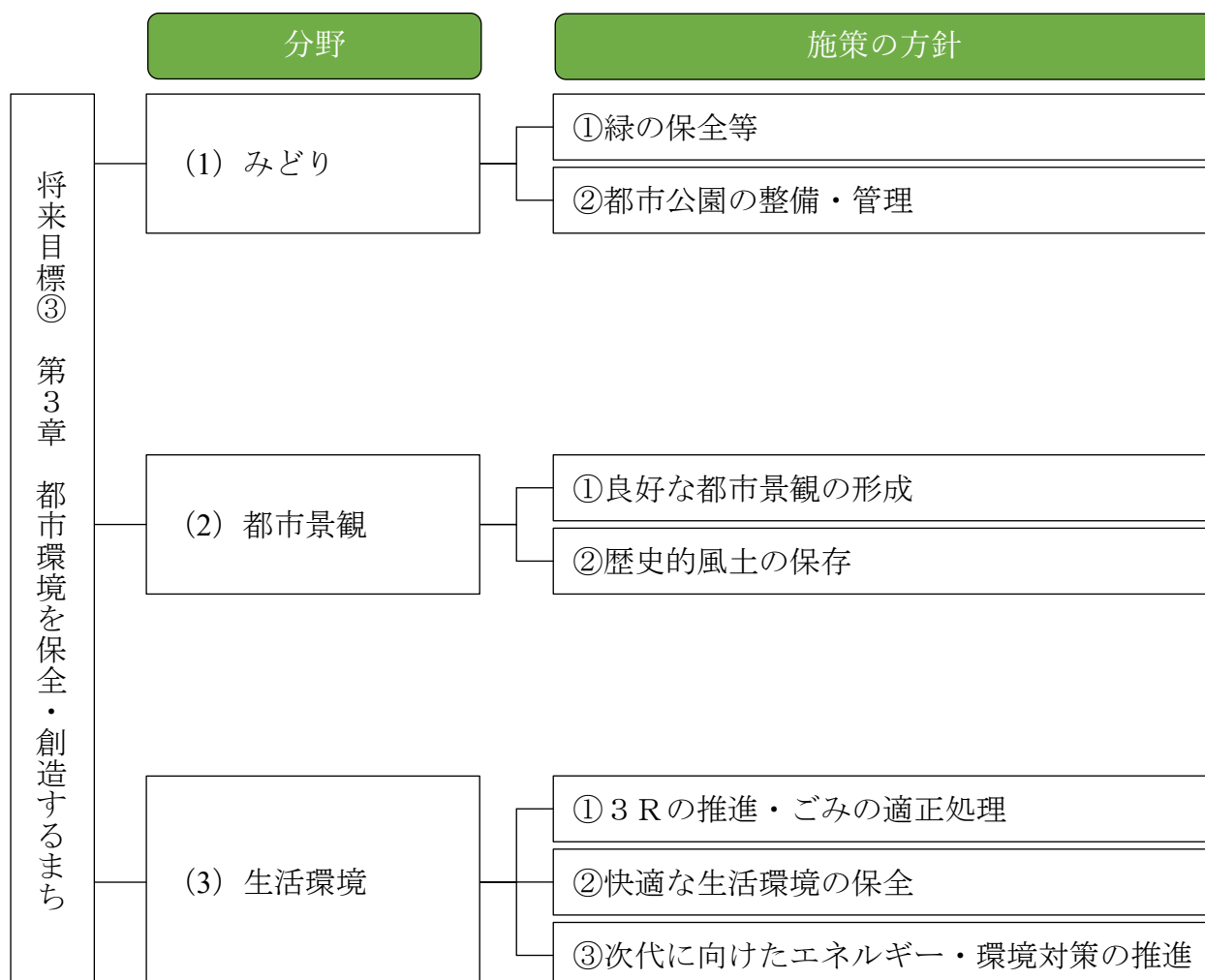
将来目標 3 都市環境を保全・創造するまち

将来目標 4 健やかで心豊かに暮らせるまち

将来目標 5 安全で快適な生活が送れるまち

将来目標 6 活力ある暮らしやすいまち

<関連する SDGs のゴール>



分野(1)みどり

施策の方針① 緑の保全等

～緑地保全及び創造に努めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、生態系の維持、大気の浄化、災害防止などの役割を果たしています。
- ◆ 本市では、平成8年（1996年）に全国に先駆けて「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、国・県と連携して、地域制緑地⁶⁹の指定等により多くの緑地を保全しています。
- ◆ 本市では、緑地保全や都市緑化への市民意識が高く、土地所有者をはじめとした市民の協力を得ながら、民有緑地の維持管理や接道緑化に取り組んでいます。また、市民、公的な緑化推進団体との連携により、啓発活動や緑地管理の担い手の育成を行っています。
- ◆ 平成24年（2012年）の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）（第2次一括法）」の施行に伴い、都市緑地法が改正され、県から特別緑地保全地区における行為許可や土地の買入れなど一部の権限や事務が本市へ移譲されたことにより、新たな役割や財政上の負担が増えました。
- ◆ 本市の緑は多くが民有地で占められており、個人・法人の土地所有者により支えられていますが、地域制緑地の指定が進んだ一方で、適切な維持管理が行われていない緑地もあります。
- ◆ このような民有緑地の周辺住民からは、管理に係る要望が継続的に出されていますが、樹木が大径化していることで専門業者による作業が必要となるなど、特に住宅地に接する縁辺部において、土地所有者の管理負担が増しています。

【課題】

- 都市環境を支える緑の保全・創造の継続
- 樹林管理事業や保存樹木等の土地所有者支援制度の継続
- 緑地の維持管理の担い手育成の充実

⁶⁹ 良好な自然的環境等の保全を目的として、特定の区域を法律等でその土地利用を規制する区域として指定するもの。

目標とするまちの姿

緑地が良好に維持されることで、その機能が十分に発揮され、快適で災害に強い都市環境が保全されています。市街地の緑を維持管理する担い手の育成が継続的に行われ、市民の自発的な活動が活発に行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 11.4	生態系の維持、大気の浄化、災害の防止などに必要不可欠な緑地の保全が求められています。地域制緑地の指定等により緑地の保全を行うとともに、市民の自発的な緑化活動への支援によりだれもが身近に親しむことのできる緑の保全と創造を目指します。
 13.3	
 15.1 15.4 15.b	

主な取組

(1) 緑の保全・質の充実

国・県と協力しながら広域的な緑地保全を推進します。また、良好な緑地環境を維持するために市が保有する緑地の活用方策を検討するとともに、民有緑地の所有者への支援と維持管理の担い手の育成を継続し、緑の質の充実に努めます。

(2) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業をはじめとして、市民の自発的な活動を支援し、市民が主体となる市街地における緑化活動を推進します。

施策の方針の成果指標

成果指標①	豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
78.4%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

成果指標②	歴史的風土特別保存地区・近郊緑地特別保全地区・特別緑地保全地区の指定など、法制度により保全を担保した緑地のCO2吸収量 ⁷⁰			出典	低炭素まちづくり実践ハンドブック(国土交通省)、鎌倉市のみどり	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成31年度						
1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,161.2 t-CO2/ha・年	1,168.7 t-CO2/ha・年

成果指標③	特別緑地保全地区指定面積			出典	鎌倉市のみどり	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年6月						
49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	49.4ha	54.3ha

成果指標④	緑地保全契約の面積			出典	鎌倉市のみどり	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
53.0ha	53.2ha	53.4ha	53.6ha	53.8ha	54.0ha	54.2ha

⁷⁰ 法制度により土地利用が制限されることで、緑地を確保でき、CO2吸収量も担保できることから、今後も着実に指定していく。また、量だけでなく、災害耐性向上、環境負荷軽減などを目指し、維持管理を重点的に、質を充実させる取組も緑の基本計画を改訂し、推し進めていく。適切な指標についても、改訂時に併せて検討していく。

施策の方針② 都市公園の整備・管理

～利用者の多様なニーズに対応するとともに都市環境の保全・創造に資する魅力的な都市公園を整備・管理します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市では、豊かな緑を都市公園として保全・有効活用することにより、多様な動植物と共生しながら市民・来訪者に安らぎと健康をもたらすとともに、都市環境負荷の軽減や防災にも寄与しています。また、その他にも市民の休息、鑑賞、遊戯、運動等の利用に供するためのオープンスペースとして、様々な都市公園を配置しています。こうした都市公園の多面的な魅力や機能が本市の都市としての価値を高め、持続的な生活・経済基盤の形成に貢献しています。
- ◆ 現在は山崎・台峯緑地の整備等に取り組んでいるところですが、近年では都市公園整備の重要な財源である社会資本整備総合交付金の交付額や鎌倉市緑地保全基金の残高が減少しており、都市公園の増加に反して管理経費の財源不足も深刻になっています。
- ◆ 市民との連携も進めていますが、参加人数や活動内容が縮小傾向にある地域もあり、市民の協力に過度に依存することは困難です。
- ◆ このように、財源や体制が不十分であることから、一部では施設の老朽化や維持管理状態の低下が進んでおり、都市公園としての魅力も損なわれつつあります。
- ◆ また、都市公園以外の緑地についても、樹林の荒廃による機能低下や自然災害に対する懸念が高まっています。

【課題】

- 都市公園整備・管理体制の充実
- 都市公園ごとの特性に応じた保全・管理・活用
- 計画的な施設の修繕・更新、植生管理

目標とするまちの姿

利用者の多様なニーズや特性に応じた整備・管理が行われ、都市公園が市民等の憩いの場所として親しまれています。また、地域コミュニティの創出や防災、環境負荷軽減など安全で安心な都市環境形成に重要な役割を果たしています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 11.7	生態系の保全、大気の浄化、災害防止などの機能を持つ都市公園の適切な維持・保全に取り組みます。また、市民との連携による維持管理体制の充実、緑地保全基金の充実・強化などにより、市民のライフスタイルやニーズの変化に適応しただれもが安全に利用できる公園の整備・管理に取り組みます。
 12.8	
 15.1 15.4 15.b	
 17.17	

主な取組

(1) 多様な都市公園の整備

山崎・台峯緑地をはじめ、利用者の多様なニーズや特性に対応した都市公園の整備に努めます。

(2) 都市公園の適正な管理

老朽化した公園施設の計画的な修繕や更新、適切な植生管理を行い、ライフサイクルコスト⁷¹の軽減を図りながら、都市公園の質の向上を目指します。

⁷¹ 施設や構造物など長期にわたり管理、運用されるものに必要となる費用を、調達から廃棄にいたる期間全体で捉えたもの。

施策の方針の成果指標

成果指標①	人口一人当たりの都市公園の面積 ⁷²			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成31年 4月1日						
8.7 m ² /人	8.7 m ² /人	9.8 m ² /人	10.3 m ² /人	10.3 m ² /人	10.3 m ² /人	10.3 m ² /人

成果指標②	公園施設の修繕・更新率 ⁷³			出典	鎌倉市公園施設長寿命化計画	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年 3月31日						
0.2%	6.8%	11.6%	17.1%	26.8%	39.4%	50.1%

⁷² 面積は初期値からの累計。

⁷³ 修繕・更新率は初期値からの累計。

分野(2)都市景観

施策の方針① 良好な都市景観の形成

～景観資源の保存活用と建築行為等の規制・誘導により都市景観の形成を進めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 歴史的遺産が豊富で、四季の移ろいの変化が美しい本市は、我が国を代表する古都として多くの人々に親しまれています。寺社や切通し、古くからの建築物など、歴史的文化的価値を有する景観資源が周囲のまち並みや自然的環境と程よく調和し、都市景観を創り出しています。
- ◆ しかし、市の都市景観の形成に重要な役割を果たしてきた景観重要建築物等について、所有者の高齢化や相続の問題などの課題があり、その存続が危ぶまれています。こうした景観重要建築物等を適切に保全し、現在の鎌倉の景観を未来に継承していくことが望まれます。
- ◆ また、本市では、「景観法（平成16年法律第110号）」に基づく「鎌倉市景観計画」の策定や景観地区の指定により、良好な景観形成に向けた基盤づくりを推進する制度を整えてきており、建築行為等の規制誘導によって魅力ある都市景観の形成に努めています。これまでの取組の成果を踏まえ、平成29年（2017年）に「鎌倉市都市景観条例」を改正、「鎌倉市景観計画」を改定しました。しかし、急速な土地利用の転換などにより、鎌倉の良好な景観的特性が失われたり、景観的まとまりが薄くなっている箇所が見受けられます。市内の地形的特性を視認できる公共性の高い眺望点の確保や、自主まちづくり計画の地区計画への移行、低層を基調としたヒューマンスケール⁷⁴なまち並みの維持など、「鎌倉市景観計画」を着実に推進することによって、地域に根ざした景観のまとまりを取り戻していくことが欠かせません。
- ◆ 平成23年（2011年）に指定した景観整備機構による景観形成協議会の支援など、市民・事業者・NPO等との協働が進んでおり、さらに景観形成に関する協働を充実させる必要があります。
- ◆ 「神奈川県屋外広告物条例」や「鎌倉市景観計画」に基づき、市の特性に応じた屋外広告物の誘導を行うことにより、違法な屋外広告物の量は大幅に減少しました。しかし、掲出方法を含めた屋外広告物の質を高めることへの要望が寄せられており、建築物と一体となり都市景観を構成している屋外広告物については、良好な都市景観の維持向上を図るために、市独自の屋外広告物条例を制定する必要がありますが、制定に向けては、現行法令に違反している看板の取締を強化する必要があります。

⁷⁴ 人間の身体感覚に適した行動・活動のあり方を基本的な尺度とした空間。

【課題】

- まち並みと調和した景観形成
- 地域に根ざした景観資源の保存活用
- 景観重要建築物等の適切な保全
- 市民・事業者・NPO 等との協働の推進
- 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 公共サインの適正な誘導

目標とするまちの姿

都市の歴史を彷彿させ、また、自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。また、市民・事業者・NPO 等の協力により、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かなまちづくりが推進されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
11.4 	地域固有の景観資源の保存活用を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。また、建築行為等の規制誘導により、地域の文脈の継承とともに個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

主な取組

(1) 良好な都市景観形成の誘導

魅力的な都市景観を形成するため、地域の個性を生かした景観形成を推進します。また、商業地、工業地及び住宅地などそれぞれの土地利用に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地域や、新しい都市づくりが期待されている地域では、重点的に景観形成を進めます。

(2) 地域固有の景観資源の保存活用

景観資源を活用し、地域ごとの個性豊かなまちづくりを行うため、歴史的建造物などの地域の固有の景観資源の保存活用に取り組みます。

施策の方針の成果指標

成果指標①	豊かな自然や自然的景観を大切に保全するとともに市民がみどりとふれあえるよう積極的な活用を図っていると思う市民の割合（再掲）			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
78.4%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

成果指標②	豊かな歴史的遺産が大切に保全され、伝統的な文化が保存・継承されているまちだと感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
83.2%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%

成果指標③	市内の屋外広告物に一定の制限があることを知っている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
47.3%	50.0%	50.0%	55.0%	55.0%	60.0%	60.0%

施策の方針② 歴史的風土の保存

～歴史的遺産と周囲の自然的環境の一体的な保存を推進、本市の歴史的風土の保存を図ります～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 本市に存する豊かな歴史的風土は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）（古都保存法）」や「鎌倉市風致地区⁷⁵条例」によって、歴史的遺産と周囲の自然的環境が一体的に保存され、世界に誇れるものとなっています。
- ◆ 「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」では歴史的風土特別保存地区の指定基準が示されており、「かながわ生物多様性計画（都道府県広域緑地計画）」及び「鎌倉市緑の基本計画」では、同地区の指定拡大の方向性を示しています。
- ◆ 樹林地の保全については、公共による管理に加えて、市民等の民による維持管理を後押しする制度の充実が必要です。

【課題】

- 歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存・管理
- 歴史的風土特別保存地区の指定拡大
- 市民協働による保全を促進する制度充実

⁷⁵ 都市計画法に基づき、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために指定する地区。地区内での建築や造成、木竹の伐採などを行う場合は、鎌倉市風致地区条例に基づき、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。

なお、本市の特色として、市街地も多く含まれる歴史的風土保存区域や近郊緑地保全区域と重複して風致地区に指定しており、古都の景観や自然環境の維持にも寄与している。

目標とするまちの姿

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」に基づき適正な保存・活用が行われています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
11.4 	歴史的風土の保存及び都市の風致の維持を通じて、地域固有の歴史や文化の価値を理解し、これらを継承する持続可能な地域づくりに取り組みます。また、建築行為等の規制誘導により、地域の文化の継承とともに個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

主な取組

(1) 歴史的風土の保存

国民の財産である歴史的風土を守るため、国が定める「歴史的風土保存計画」及び「鎌倉市風致保全方針」に則り、都市における良好な風致の維持及び歴史的風土の保存を図ります。また、歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的風土特別保存地区指定拡大に向け、指定権者である県と調整を進めます。さらに、歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、意識の醸成と向上に取り組みます。

施策の方針の成果指標

成果指標①	「豊かな歴史的遺産が大切に保存され、伝統的な文化が保存・継承されているまち」だと感じている市民の割合（再掲）						出典	市民アンケート調査
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
令和2年1月	83.2%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%		

成果指標②	歴史的風土特別保存地区の指定面積						出典	鎌倉市のみどり
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)		
平成15年 9月26日	573.6ha	573.6ha	573.6ha	573.6ha	573.6ha	573.6ha		

分野(3)生活環境

施策の方針① 3Rの推進・ごみの適正処理

～循環型社会の形成を目指し、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、ごみの減量・資源化を推進します～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルによって、天然資源やエネルギーが大量に消費され、環境への負荷が大きくなっています。本市では、ごみの減量・資源化施策に対する市民の理解と日々の協力とともに、これまで推進してきた様々な施策により、ごみの発生量や焼却量を削減してきました。
- ◆ 市民、事業者、市等が一体となり、生ごみ処理機の普及促進など、特に燃やすごみの減量・資源化に努めてきた結果、ごみ焼却量は減少しました。家庭系ごみの燃やすごみ及び燃えないごみの有料化の実施、事業系ごみの分別の徹底等により、ごみの減量・資源化を進めています。
- ◆ リサイクル率は県内で1位（平成29年度（2017年度））ですが、一方で、市民1人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）は近隣市町と比べても未だに多く、今後もさらなる削減の取組が必要です。
- ◆ ゼロ・ウェイストを目指し、今後もごみの減量・資源化を進めるため、安定的で持続可能なごみ処理体制の構築が必要です。
- ◆ 海洋プラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対応が喫緊の課題となっている中で、「かまくらプラごみゼロ宣言」を行った本市として、使い捨てプラスチック⁷⁶製品の削減について積極的に取り組む必要があります。

【課題】

- 市民1人1日当たりのごみ排出量の削減
- 発生抑制及びリサイクル率の維持・向上
- 安定的で持続可能なごみ処理を目的とした長期ごみ処理体制の構築

⁷⁶ レジ袋や容器、ストローなど、一度使うと廃棄される、海洋流出の影響等が懸念されているプラスチックで、国際的に利用削減・廃棄抑制の動向となっている。

目標とするまちの姿

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、市民、事業者、市等の連携・協働により、ごみの発生抑制を最優先とした3 R⁷⁷（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が進み、循環型社会が形成されています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.7	環境負荷の少ない「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、環境教育や普及啓発活動の推進等により、3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組への理解を深めていくとともに、市民・事業者等、様々なステークホルダーとの協働により、環境に配慮した安定的で効率的な分別・収集・処理体制の構築に取り組めます。
 11.6	
 12.3 12.4 12.5 12.6 12.8	
 17.17	

⁷⁷ Reduce（リデュース・削減）、Reuse（リユース・再利用）、Recycle（リサイクル・再生利用）の3つのRの総称。

主な取組

(1) ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の構築

家庭や事業活動から排出されるごみの中で、特に食品ロス⁷⁸や使い捨てプラスチック製品に対する発生抑制を行うとともに、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への啓発を図り、市民、事業者、市等が協働して実施してきたごみの3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組を継続します。

また、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、事業者などと協働を図りながら、使い捨てプラスチック製品の利用廃止に向けた取組を推進します。

(2) 市民生活に対応した分別・収集体制の構築

家庭から排出されるごみの収集について、だれもが不自由なく安心してごみの排出ができるよう、多様な市民生活に対応した効率的かつ効果的な分別・収集体制の構築に取り組みます。

(3) ごみの適切な処理体制の構築

市施設に集めたごみについて、ごみ処理に係る最新技術や民間活力の活用、広域連携、費用負担の軽減などを踏まえ、環境に配慮した安定的で効率的なごみ処理体制の構築に取り組みます。

なお、災害時には「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づいた対応を行います。

施策の方針の成果指標

成果指標①	市内から排出されるごみの総排出量			出典	神奈川県一般廃棄物処理実績報告	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
58,623t	58,728t	58,057t	57,371t	57,012t	56,212t	55,636t

成果指標②	市内のごみ焼却量			出典	神奈川県一般廃棄物処理実績報告	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
29,992t	28,170t	27,690t	25,924t	25,638t	25,135t	15,727t

成果指標③	市民1人1日あたりのごみの排出量			出典	神奈川県一般廃棄物処理実績報告	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
931.9g	935.3g	931.2g	924.6g	923.7g	913.3g	911.7g

成果指標④	リサイクル率			出典	神奈川県一般廃棄物処理実績報告	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
52.5%	53.0%	53.0%	54.8%	55.0%	55.3%	71.7%

⁷⁸ 食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

成果指標⑤	マイバッグを利用している市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
63.4%	70.0%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%

成果指標⑥	マイボトルを利用している市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
50.9%	55.0%	58.0%	61.0%	64.0%	67.0%	70.0%

成果指標⑦	焼やすごみのうち未開封の食品の量			出典	神奈川県一般廃棄物処理実績報告(平成30年度)及び平成30年度家庭系燃やすごみ組成調査結果報告より算出	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成30年度						
415t	376t	337t	298t	259t	220t	179t

施策の方針②

快適な生活環境の保全

～市民や事業者等と協働して、美化活動を推進するとともに、生活環境の保全を図ります～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 市民の環境保全に対する意識の高まりとともに、環境問題への対応もより複雑化しています。
- ◆ 快適な生活環境を維持保全するため、環境汚染防止への意識、野生鳥獣への餌付けの防止、有害外来動物⁷⁹の防除、動物愛護の推進への市民の意識の醸成が図られています。
- ◆ まちや海岸の美化活動に積極的に参画する市民等が多く、市民活動団体の活発な活動により、環境の保全が図られていますが、漂着ごみ・海中ごみ等による生態系を含めた環境・景観の悪化、漁業への被害などが顕在化しています。
- ◆ 来訪者の増加により、ごみの散乱防止をはじめ、落書き防止の対策、受動喫煙防止の対策、公衆トイレの清潔を維持するための清掃業務の充実が求められています。今後、海外からの来訪者の増加も見込まれるため、さらに多様化した取組が求められます。来訪者にはごみの持ち帰りについて周知啓発していますが、特に、海外からの来訪者の理解と協力を得るための周知やその手法の確立が求められています。
- ◆ 犬や猫などのペットの適正な飼育の周知・啓発を図り、飼育マナーのさらなる向上が求められています。有害外来動物については、生活被害を防除するための捕獲数の増加が見られ、効果的な捕獲方法の研究とその取組を実施しています。

⁷⁹ アライグマ、ハクビシン、タイワンリスなど、本来地域に生息していない外来の動物のうち、元来の生態系や人間社会に有害な影響を及ぼす動物。

【課題】

- 環境汚染防止への対応
- ごみの散乱防止対策の推進
- 海岸の環境保全の推進
- 路上喫煙及び受動喫煙防止対策の推進
- 落書き防止対策の推進
- 公衆トイレの衛生管理
- 来訪者・外国人へのまち美化活動の周知
- 動物愛護の推進
- 有害外来動物防除対策の推進

目標とするまちの姿

快適な生活環境を維持するために、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害発生を抑制するとともに公衆トイレの衛生管理、ごみの散乱や落書きのないまちの美化活動など、市民・NPO・事業者等、それぞれの自発的な環境汚染防止や海岸の環境保全に向けた活動が進められています。また、動物愛護精神の普及・啓発と有害外来動物の防除に取り組み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちとなっています。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
 3 すべての人に健康と福祉を	3.9 3.a	環境汚染防止への意識啓発や行動変容を促すことで、快適な生活環境を維持します。ごみの散乱防止や海岸の環境保全を推進し、海洋汚染の防止、生態系の保護とともに気候変動やその影響の軽減に取り組み、動物や自然環境と人の暮らしが調和したまちづくりを進めます。また、路上喫煙防止対策の推進により、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を軽減します。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.2	
 12 つくる責任 つかう責任	12.8	
 14 海の豊かさを守ろう	14.1 14.2	
 15 陸の豊かさを守ろう	15.8	
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.17	

主な取組

(1) 環境汚染防止への対応

環境調査による大気、水質、騒音等の状況の監視や、法令に基づく事業者等への立入調査を行うとともに、公害発生の未然防止を図るため、事業者等への周知啓発に取り組むことで、環境汚染のない、快適な生活環境を確保します。また、市民一人ひとりが日頃から環境汚染の防止を意識した行動を日常生活や地域活動の中から行えるよう普及啓発を行います。

(2) まち美化活動の推進

市民や NP0 等との協働によるまち美化活動を実施することで、ごみの散乱や落書きのないまちづくりに取り組むとともに、市民のまち美化に対する意識やまち美化活動を発信することで、まち美化活動の担い手の育成をはじめ、来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー向上への取組など、まちの美化に対する意識の向上を図ります。

また、受動喫煙防止の観点から、路上での全面禁煙に向けた取組を進めます。

多くの観光客が利用する公衆トイレの清掃と設備の維持管理を行い、だれもが快適に利用できる環境の維持に努めます。

(3) 野生鳥獣等への対応

犬猫等のペットの飼育マナーの向上に取り組み、動物愛護精神の普及・啓発を推進します。また、有害外来動物による被害発生を予防するために駆除を実施するとともに、餌付け等の防止の周知啓発を行い、野生鳥獣の保護を推進します。

(4) 海浜の保全と活用

ごみの散乱のない良好な海浜を保つため、海岸清掃を継続して実施するとともに、適正な海岸利用を維持する取組の推進や、漂着ごみ・海中ごみ等の回収及び処分等について、県や関係機関と連携して、その対応を図ります。

施策の方針の成果指標

成果指標①	まちがきれいに保たれていると感じている市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
令和2年1月						
75.2%	77.0%	79.0%	81.0%	84.0%	87.0%	90.0%

成果指標②	有害外来動物の駆除件数			出典	所管課調べ	
初期値	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
平成25年度から平成30年度 (平均駆除件数)						
(タイワンリス) 1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
(アライグマ) 150 件	150 件	150 件	150 件	150 件	150 件	150 件
(ハクビシン) 90 件	90 件	90 件	90 件	90 件	90 件	90 件

施策の方針③

次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

～エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能エネルギー等の導入に積極的に取り組めます～

施策を取り巻く状況

【現状】

- ◆ 東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による化石燃料依存度が高まっていますが、平成 27 年（2015 年）12 月に採択された気候変動への対応に関する国際協定である「パリ協定」の目標を達成するために、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。
- ◆ 本市では、平成 24 年（2012 年）7 月に「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」を施行し、平成 26 年（2014 年）3 月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を、平成 27 年（2015 年）3 月に「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。
- ◆ 地域におけるエネルギー政策のあり方や、安定確保に対する市民の関心が高まっており、市民の安心な生活のために、市内事業者や市民、多くの観光客などの様々な主体と連携していく必要があります。スマートエネルギー⁸⁰都市の実現に向け、市内の年間電力消費量の削減、再生可能エネルギーの発電量割合の増加を目標に、公共施設のみならず、住宅・事業所も含めた地域における再生可能エネルギーの創出や有効利用を進める取組が求められています。
- ◆ 家庭におけるエネルギー消費は、生活の利便性・快適性を追求するライフスタイルの変化や世帯数の増加等の社会構造変化の影響を受けて増大しており、家庭部門における省エネルギーの推進は国でも喫緊の課題です。特に家庭部門の二酸化炭素排出量の割合が多い本市では、ライフスタイルを見直すなど家庭における省エネルギーの取組や省エネ行動促進のための環境教育が重要になります。

⁸⁰ 太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの自然由来の発電や、蓄電池・二次電池、水素・燃料電池などの先端技術、スマートグリッド・蓄エネ等のシステムなどの新たなエネルギー供給。

【課題】

- 省エネルギーの推進
- 家庭におけるライフスタイルの見直し
- 再生可能エネルギー等の導入推進
- 効率的なエネルギー利用の促進
- 低炭素まちづくり⁸¹の推進
- 環境教育の推進
- 環境負荷低減への取組

目標とするまちの姿

エネルギー・環境に関心の高い市民・NPO・事業者との連携により、太陽光や豊かなみどりなどの「資源」を余すことなく活用し、省エネ・創エネ・蓄エネの取組が積極的に進められています。さらにライフスタイルや企業活動の転換とともに、再生可能エネルギー等の導入や低炭素型の社会への移行が進んでいます。

⁸¹ 都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出を抑制し、及びその吸収作用を保全・強化することを目指したまちづくり。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット	市としての取組の方向性
 4.7	再生可能エネルギーを公共施設に積極的に導入するとともに、家庭・事業所での導入が進むよう支援を行い、効率的なエネルギー利用を促進します。また、植木剪定材など地域資源の有効活用により、持続可能なエネルギーの確保に努めます。 ユネスコが提唱する「持続可能な開発のための教育（ESD ⁸² ）」に即し、自ら実践につなげていけるよう、子どもはもとより、すべての世代を対象として、ライフステージ ⁸³ に応じた環境教育に取り組めます。
 7.2	
 12.8	
 13.2 13.3	
 17.17	

主な取組

（１）効率的なエネルギー利用の促進等

省エネ意識や省エネ設備の普及啓発を図り、市民・事業者・市が主体的にエネルギーマネジメントに取り組めます。

（２）再生可能エネルギー等の導入と低炭素まちづくりの推進

太陽光などの再生可能エネルギーを家庭・事業所・公共施設が積極的に導入することを促すとともに、化石燃料にできるだけ頼らないライフスタイルや生産活動を営むまちづくりを進めます。

市内で発生した植木剪定材を燃料とした電力を市の施設等に調達するなど、再生可能エネルギーの地産地消⁸⁴を図り、循環型社会の実現を目指します。

（３）環境教育の推進

「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点から環境教育を推進するとともに、データの可視化や行動科学等の理念に基づくアプローチを通じて、現代社会の課題を自らの問題として捉え、市民の低炭素型生活への行動変容を促します。また、市民・事業者・市等が、それぞれの役割に応じて、また、互いに協働しながら、環境保全活動を実践することを目指します。

⁸² 持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）。環境的視点、経済的視点、社会・文化的視点から、より質の高い生活を次世代も含む全ての人々にもたらすことのできる開発や発展を目指した教育であり、持続可能な未来や社会の構築のために行動できる人の育成を目的とした教育。

⁸³ 幼少、青年、成人、高齢などの年齢や、就職、退職などの社会的な変化、あるいは結婚、出産など家族構成の変化等に伴う、人間の一生における段階。

⁸⁴ 自給率向上、環境配慮や地域振興、責任ある消費等を目的として、地元で生産された生産物や資源を地元で消費すること。

施策の方針の成果指標

成果指標①	照明をこまめに消す、LED 照明を使用するなど、電気を賢く使用する市民の割合			出典	市民アンケート調査	
初期値	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
令和 2 年 1 月						
88.5%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

成果指標②	市の業務全体から生じる二酸化炭素排出量（エネルギー起源）			出典	鎌倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	
初期値	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
平成 29 年度						
18,874 t-CO ₂	18,333 t-CO ₂	17,791 t-CO ₂	17,250 t-CO ₂	16,709t-CO ₂	16,168 t-CO ₂	15,626 t-CO ₂

成果指標③	市の施設における電気使用量			出典	鎌倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	
初期値	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
平成 29 年度						
35,248,779 kWh	34,835,194 kWh	34,421,609 kWh	34,008,024 kWh	33,594,439 kWh	33,180,854 kWh	32,767,269 kWh

成果指標④	市内の再生可能エネルギー導入率			出典	環境省自治体排出量カルテ	
初期値	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)
平成 28 年度						
1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%

